#	カテゴリー	ご質問	回答
先行	プロジェクト全般に関するご質問		
1	各団体の義務	「代表団体」「参加団体」「協力団体」の各団体で本実証に対する義務の範囲(脱退の可否)に差異はあるか。	基本的に提案書に記載されたコンソーシアムで実施いただきます。変更や離脱は原則不可となります。
2	採択結果の公表	採択結果が公表される際は、代表団体以外の参画事業者の名前も公表されるのか。その際、参画事業者が非公表を望む場合は非公表とすることも可能か。	企画提案書様式p19に記載のとおり、東京都による選定結果のプレスリリース等において本資料を使用させていただく可能性がございます。
3	取り決め	採択後の取り決めに関して条件が折り合わない場合、参加辞退は可能か。	採択後における、採択事業者の事由による本事業への参加辞退は原則として不可となります。
4	採択後の提案内容の変更	採択後、プロジェクト内容の変更を求められる可能性はあるか。その場合、変更により追加 発生する費用は別途補助が充てられるか。	関係部署等との調整により変更をお願いする可能性があります。大幅な内容変更・追加 対応等が生じる場合は、実施内容の修正も含め、協議することを想定しています。
5	実施期間の変更	単年での提案を提出した場合、採択後にプロジェクトの実施期間と提案内容を変更する ことは可能か。	単年での提出は制度上は可能です。公募要領の記載内容を踏まえ、ご判断ください。採 択後に実施期間と提案内容を変更する場合は、関係部署等との調整が必要になりま す。
6	コンソーシアムの変更	採択後、連携事業者(参画団体)、外注先の追加・離脱等の変更は可能か。	基本的に提案書に記載されたコンソーシアムで実施いただきます。変更や離脱は原則として 不可となります。ただし、外注先の追加・離脱等については可能です。
7	撤去及び現状回復	プロジェクト終了後の撤去及び現状回復の完了まで含めて、プロジェクト期間(最長2026年3月末)に終える必要があるか。	お見込みのとおりです。
8	実証の辞退	仮に補助金が減額または支給されない場合、提案内容の変更や実証の辞退は可能か。	提案内容の変更等の際は個別に支援事業者へご連絡いただき、協議を行うことを想定しています。採択後における、採択事業者の事由による本事業への辞退は原則として不可となります。
	実証の辞退	スタートアップ事業者がやむを得ない事由(破産等)により参画が難しくなった際の実証 に関する履行責任はどうなるか。また、残存事業者に履行義務は発生するのか。	ご質問の件については、事象が発生した際に、支援事業者へご連絡いただき、協議の上、 個別に判断いたします。
10	実証の辞退、辞退の場合のペ ナルティ	参加辞退には参加団体や協力団体も含まれるのか。 また、辞退した場合のペナルティ等はあるのか。	基本的に提案書に記載されたコンソーシアムで実施いただきます。変更や離脱は原則不可となります。現時点では、辞退した場合のペナルティ等は想定していません。
11	中止の場合のペナルティ	プロジェクトが実施できなかった場合のペナルティや損害賠償・違約金等はあるのか。	現時点では、プロジェクトの実施ができなかった場合の損害賠償・違約金等は想定していません。なお、補助金については、補助金交付要綱に基づき対応します。
12	プロジェクトの中止	自然災害等の止むを得ない事情で設備・機材が破損した場合は、機器を復旧させず、そ の時点での実証結果を報告するという認識でよいか。	機器等の破損の場合は、基本的に復旧いただくことを想定しています。ただし、大規模な自然災害等の不可抗力に起因する場合は、採択事業者、支援事業者、東京都での協議を通じて方針を決定します。

#	カテゴリー	ご質問	回答
12		本プロジェクトの補助金を活用して開発・製造・購入した資産・知財は各事業者へ帰属す	お見込みのとおりです。なお、財産の管理及び処分については、補助金交付要綱第20条
13	成果物の帰属	るのか。	に基づきお取り扱いください。
14	成果物の帰属	プロジェクトで取得した成果物の権利は、採択事業者に帰属するのか。	お見込みのとおりです。
1 [本プロジェクトにおいて開発した技術の知的財産権は、各事業者に帰属するという理解で	も 日 ` 1 . 7 . あしも 川 です。 また 中 寺 中 草 + 豆 4 . です
15	成果物の帰属	合っているか。また、本プロジェクトの成果をもとに特許申請することは可能か。	お見込みのとおりです。また、特許申請も可能です。
1.0	購入資産の使用	本事業で購入した資産について、本事業実施期間中に他事業で使用することは可能か。	他事業での使用については、プロジェクト実施期間中は不可となりますが、実施期間終了
16		また、実施期間終了後はどうか。	後は可能です。
		「原則として、本プロジェクトの期間中、本プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用	
17	成果の活用	しないこと とあるが、本実証終了後、当該技術を他事業で使用することに制限はないか。	お見込みのとおりです。
		『しないこと』とのるか、平夫証於」後、ヨ該扠側を他事未で使用することに制限はないか。 『	
1Ω	本プロジェクトのPR	採択後、実施内容などを実施事業者がPR目的で利用することは可能か。可能な場合は	可能です。ただし、事前に発表内容及び発表時期について、東京都及び支援事業者と
		発表内容等に関する条件や時期はあるか。	調整いただくようお願いします。
実施	エリアに関するご質問		
10	休田司能エリマの海粉利田	複数の使用可能エリアを使用することは可能か。	公募要領に記載されている分野ごとの使用可能エリアについては、使用可能です。ただし、
19	使用可能エリアの複数利用		実施段階においては、実施エリアごとに、改めて関係部署との調整が必要です。
20	使用可能エリア①の詳細条件	使用可能エリア①について、合同庁舎から電源供給することは可能か。また、事業者が電	合同庁舎からの電源供給はできません。付帯設備等は、規模により設置の調整は可能で
20		源ケーブル等を引くのでエリア①に置いて電力を利用することは可能か。	す。
		使用可能エリア②について、水素燃料電池設備等から供給することを想定とあるが、水素	************************************
21	使用可能エリア②の詳細条件	燃料電池設備以外にどのような電源供給が想定されているか。また、供給可能となる時	
		期はいつか。	供給や供給時期等を現在調整中です。
	使用可能エリア②の詳細条件	使用可能エリア②について、垂直軸型風力発電プロジェクトが実施中とあるが、発電プロジェクトからの電源供給は可能か。	垂直軸型風力発電プロジェクトからの電源供給については、現時点では想定していませ
22			ん。ただし、具体的なプロジェクト内容をもとに、関係部署及び当該プロジェクト実施事業
			者との協議によってはこの限りではありません。
	使用可能エリア②③の詳細条 件	使用可能エリア②について、水素燃料電池や施設系統の電力が利用可能か。また、事	公募要領での水素燃料電池の記載は、オフグリッドベースへの電力供給を想定しているも
23		業者が電源ケーブル等を設置し、使用可能エリア③において水素燃料電池や施設系統の	のです。使用可能エリア②③で電力を利用する場合は、原則として事業者において設備の
		電力を利用することは可能か。	設置等をお願いします。
24	使用可能エリア③の詳細条件	使用可能エリア③について、接続する道路も使用することは可能か。	具体的なプロジェクト内容をもとに、関係部署等との調整が必要です。
2.5	使用可能エリア③の詳細条件	使用可能エリア③について、接続する陸地の一部または桟橋上に建屋を建設することは	建屋の建設の可否については、具体的なプロジェクト内容をもとに、関係部署との調整が
۷۵		可能か。	必要です。
26	使用可能エリア③の詳細条件	使用可能エリア③について、電源設備を借りることは可能か。	公募要領別紙に記載のとおりです。
	9		

#	カテゴリー	ご質問	回答
27	使用可能エリア③④の活用	使用可能エリア③④について、当該エリアの陸上部分を管掌する国、東京都の管轄部署の了承が得られた場合には、実証プラントの一部構成要素を陸上に設置することは可能か。	実証プラントの陸上部分への設置可否については、具体的なプロジェクト内容をもとに、関係部署との調整が必要です。
28	使用可能エリア④の詳細条件	使用可能エリア④について、水面周囲の外壁の高さはどの程度か。	指定水面西側護岸の高さについては、参考資料「指定水面護岸標準断面図」 (https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/priorityprojects/area4_crosssection.pdf)に記載のとおりです。
29	使用可能エリア④の詳細条件	使用可能エリア④について、水面に人が降りられるスペースはあるか。また、水面周辺の詳細な地図(平面図・立体図)等はあるか。	水面に人が降りられるスペースはありません。水面周辺の詳細な地図については、採択後、 個別に関係部署へご確認ください。
30	使用可能エリア④の詳細条件	使用可能エリア④について、水面付近に使用可能な電源はあるか。	現時点で使用可能な電源はありません。
31	使用可能エリア④の詳細条件	使用可能エリア④について、一定期間・24時間、装置を設置し稼働し続けることは可能か。	ご質問の可否については、具体的なプロジェクト内容をもとに、関係部署との調整が必要 です。
32	使用可能エリア④の詳細条件	使用可能エリア④について、指定水面の海水を利用することは可能か。	海水の利用可否については、具体的なプロジェクト内容をもとに、関係部署との調整が必要です。
33	使用可能エリア④の詳細条件	使用可能エリア④について、施工見積のため、提案〆切前に関係業者と現地に行くこと は可能か。	一般に立入可能なエリア(護岸外部等)については可能ですが、護岸上部、水面等は 一般の立入が制限されているため、不可となります。
34	使用可能エリア④の詳細条件	使用可能エリア④について、台風などの突発的な災害対策として一時的に装置等を避難させることができる近隣の施設はあるか。	現時点で準備している施設はありません。
35	使用可能エリア④の詳細条件	使用可能エリア④について、浮体式太陽光発電プロジェクトが実施中とあるが、発電プロジェクトからの電源供給は可能なのか。	浮体式太陽光発電プロジェクトからの電源供給については、現時点では想定していません。ただし、具体的なプロジェクト内容をもとに、関係部署及び当該プロジェクト実施事業者との協議によってはこの限りではありません。
36	水素燃料電池設備	水素燃料電池設備等の仕様(定格出力(W)、出力電圧(V、φ)、容量、水素の 圧力・温度・純度等)について教えてほしい。	現在設計中のため、具体的な仕様等については別途案内します。なお、設備の使用については、当面難しい状況です。
37	水素燃料電池設備	水素燃料電池設備は、都営の燃料電池バスに搭載された設備と同じ仕様ないし関連する仕様か。	現在設計中のため、具体的な仕様等については別途案内します。
38	水素燃料電池設備	プロジェクトで生産した水素を水素燃料電池設備へ供給することは可能か。	供給の可否については、具体的なプロジェクト内容をもとに、関係部署等との調整が必要 です。
39	水素燃料電池設備	都営の燃料電池バスへの水素供給に向け、設備の見学や調査を実施することは可能か。	採択後、具体的なプロジェクト内容をもとに、関係部署との調整が必要です。

#	カテゴリー	ご質問	回答
補助	金に関するご質問		
40	補助金の申請者	補助金の申請が可能なのは、応募主体者のみか、応募主体者でないスタートアップ企業 や連携事業者も補助金申請が可能か。	補助金交付要綱第3条に記載のとおり、補助事業者(応募主体者)のみとなります。
41	補助金の申請・交付スケジュー ル	採択後の補助金交付のスケジュールを教えてください。	採択後、補助金交付要綱に基づき、交付申請書を提出いただき、提出後、速やかに交付有無を決定します。実際の支給については、原則として対象年度の3月上旬までに実績報告書を提出いただき、その後審査等の手続を経て翌年度の当初に支払を行うことを想定しています。詳細は、採択後、「補助金申請のマニュアル」を別途ご案内します。
42	補助金の申請・交付スケジュール	年度をまたぐ期間リースをする場合、各年度で精算を行う必要があるか。また、リース完了後に一括で支払いを行う場合の取り扱いについては、支払いを行った年度の補助金枠を利用して申請を行うことになるのか。	補助金は年度ごとに当該年度の実績報告をもとに支給しますので、原則として各年度で精算を行う必要があります。
43	補助金の申請・交付スケジュー ル	補助金交付申請書については、いつ頃提出する必要があるか。	採択後、速やかにご提出いただく必要があります。詳細は、採択後、「補助金申請のマニュ アル」を別途ご案内します。
44	補助金の申請・交付スケジュール	年度の補助金交付申請を行うのか。	2024年の対象経費にかかる補助金申請については、2024年の4月当初に当該年度の所要費用と計画をご提出いただきます。その後、原則として2025年3月上旬までに実績報告書等の必要書類のご提出を受けて、東京都において審査等を行い、支給額を決定します。このため、補助金の支給額決定は翌年度の当初になるとご理解ください。
45	補助金の申請・交付スケジュール	補助金申請予定の工事や物品発注は、第7条の補助金の交付決定を受けた後である必要があるか。補助金申請予定の工程について、発注可能時期を教えてほしい。	補助金の交付決定を受けずとも、工事や物品発注を行っていただくことは可能です。ただし、工事や物品発注が補助金支給を約束するものではなく、要綱に基づく審査を経て支給させていただきます。
46	補助金の申請・交付スケジュー ル	補助金の支払時期の目安はいつか。	原則として対象年度の3月上旬までに実績報告書をご提出いただき、その後審査等の手続を経て翌年度の当初に支払を行うことを想定しています。詳細は、採択後、「補助金申請のマニュアル」を別途ご案内します。
47	補助金の申請	複数年度に渡りプロジェクトを実施する場合は、各年において補助限度額までの補助金 申請が可能という理解でよいか。	公募要領2(4)に記載のとおり、翌年度以降の補助限度額については、各年度における事業規模の確定後、補助金の支払有無及び金額が確定することになります。
48	補助限度額の上乗せ	都が用意した水素燃料電池設備の電力を活用する場合、1件あたり12,500千円を上限とする上乗せ対象となるか。	水素燃料電池設備は、オフグリッドベースへの電力供給を想定しているものです。そのため、 当該設備の電力の活用はできません。また、補助金の上乗せ対象にもなりません。

#	カテゴリー	ご質問	回答
49	補助金の支払対象	準備段階として別の場所において行う実験の費用について、補助金の支払対象とすること は可能か。	中央防波堤での事業実施のため、必要不可欠なものと認められる場合は、補助対象となります。ただし、それ以外の場合は、補助金交付要綱別表1の「2補助対象経費」に記載のとおり、「事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費」にあたらないためで、補助対象となりません。
50	補助金の支払対象	子会社・関連会社へ外注した経費は補助対象となるか。また、子会社・関連会社を共同 提案者に含めることは可能か。	子会社・関連会社がプロジェクトの共同提案者として連携事業者に含まれる場合、補助金交付要綱に記載のとおり、補助対象となります。それ以外の場合は補助対象となりません。なお、子会社・関連会社を共同提案者へ含めることは可能です。
51	補助金の支払対象	関係機関との調整がつかず、当初計画していた実証が不可となった場合、プロジェクト内容の変更に該当するか。万一プロジェクトが中止となった場合、当該時点までに実績として要した経費は補助対象となるのか。	プロジェクト内容の変更に該当します。また、プロジェクトが中止となった場合でも、補助金交付要綱第8条、第10条、第14条に基づき、変更承認申請をしていただき、その上で実績報告書をもとに審査を行い、内容が適正と認められる場合は、実績分に応じて支払を行います。
52	補助金の支払対象	2024年5月開催予定の国際発信イベントにおけるプロジェクトのPRの協力にかかる費用は、補助対象となるか。	プロジェクトの提案内容及びPRの協力内容に基づき、補助金の審査の中で判断させていただきます。
53	補助金の支払対象	土木・建築工事費等について補助対象となる旨の記載があるが、仮設建築物のリースに ついても同様に補助対象となるか。	仮設建築物のリースについては、補助金交付要綱別表1に記載のとおり、支援期間内に 賃貸借契約を締結したものであれば補助対象となります。
54	補助金の支払対象	「補助対象経費一覧」とは、企画提案書書式の費用内訳のことか。また、企画提案書の内訳に記載した内容しか補助金支給対象にはならないのか。	「補助対象経費一覧」とは、企画提案書書式の費用内訳のことではありません。補助対象経費については、補助金交付要綱第6条に記載のとおり、交付申請書の内容をもとに審査をさせていただきます。
55	補助金の割り当て	補助金は10分の10の補助とあるが、上限額を超過する場合、どの費用に対し補助金をどれだけ充てるのかの調整は補助事業者側で可能か。	交付申請時における第1号様式の記載に当たっては、補助限度額を超過している場合、「補助対象経費一覧」に含まれるものであれば、補助限度額の範囲内で補助金をどれだけ充てるのかの調整を事業者側の判断で行うことが可能です。なお、その後の審査により適正かどうか東京都において判断します。